

- 第1パドックは、「第1パドック駐車券」をお持ちの車両が駐車可能となります。**テント設営、車両の駐車は緑枠内**にお願いいたします。
- **黄色エリアは車両通行可能ですが、駐車厳禁となります。**
- **青色エリアは車両の通行はできません。**
- サービスカーでない車両や大型車（トランスポーター・積載車）が駐車枠内に収まらない場合は、第4パドック、東パドックに駐車してください。
- 車両通行証（駐車券）は必ず外部から見える位置に掲示してください。